

行政評価外部評価結果の取組状況

| No. | 事務事業名 | 担当部署 | 外部評価結果 | ・評価者からの意見の要旨 ・方向性(指摘事項) ・意見・提案 | 意見に対する改善事項等 | 取組状況(又は成果) | |
|------|-------------------|-------|--------|---|---|------------|---|
| 24-1 | パブリック・コメント制度の運用事務 | 秘書課 | 改善し、継続 | ○市民への情報提供の充実、説明責任の向上、市民協働の推進のため、施策等の形成過程において、広く市民等に対し意見を求める当制度の意義は大きく、より積極的に進めることで市民協働の行政運営を進めて行っていただきたい。 しかしながら、出された意見数が少ないという課題がある中で、施策等の案の公表時において、市民が関心を持ち手に取り読んでいただけるような概要版及び論点を整理した図表の提示等、閲覧方法等に工夫をすべきである。 | ○市民の意見を施策等に反映させ、市民と協働の行政運営を行っていきにあたり、より多くの意見を集めるための工夫として、閲覧場所に当該案の制定・改定の経緯や図表による解説を記載したポスターを掲示することとしました。なお、ポスターのタイトルを、「あなたのご意見をお聞かせください」とし、より分かりやすいものとしました。 また、概要版についても必要に応じて対応していきます。 | 実施済 | ◆引続きポスターの掲示、概要版の作成などより多くの意見を集めるための工夫を凝らしていきます。 |
| 24-2 | 笠間ファン倶楽部推進事業 | 商工観光課 | 改善し、継続 | ○笠間ファン倶楽部の有料化を進めているが、500円、2,000円、3,000円の会員になった場合のメリットが不明確であり、有料会員の増加の妨げになっていると思われるので、区分ごとの特典を明示すべきである。 ○当事業は、如何に会員を増加させ、笠間市に訪れていただき経済効果に結びつけるかが重要である。そのためには、魅力あるコンテンツとして、協力店の拡大を図るべきである。 ○有料会員制度の導入により、無料会員の位置付けが不明確になっているように感じられる。会員に限らず市内全戸に季刊誌を配布する一方で、市外の無料会員については、何ら情報を提供していないので、退会してしまうことが予想されるため、情報提供のあり方を整理する必要がある。 | ○3段階に分かれている有料会員に対し周知を図ったうえで、平成25年度から5,000円会員に一本化し、事務の効率化と会員メリットの拡大に努めます。 | 実施済 | ◆有料会員は5,000円会員に一本化しました。 ◆有料会員数は106人で伸び悩んでいますが、有料会員優先の事業を行うなどして有料会員のメリットを増加させる計画です。 |
| | | | | | ○平成24年度中に協力店拡大のため再調査を実施し、会員の増加につながる対応を図っていきます。 | 実施済 | ◆商工会員に対し、協力店募集のチラシを配布するとともに、ターゲットを絞り個別交渉を実施しています。 |
| | | | | | ○年度末の有料会員募集通知及びファン倶楽部通信の番号を全会員に郵送し、無料会員対策を講じます。 | 実施済 | ◆観光協会と協力し全会員にファン倶楽部通信を郵送しました。 ◆全会員数 平成24年度1,629人→平成25年度12月現在1,648人 |
| 24-3 | 笠間のまつり事業 | 商工観光課 | 改善し、継続 | ○当事業は、子どもから高齢者まで参加でき、大勢の人が作る楽しみと参加できる楽しみを享受することができるまつりとして、特に次代を担う子どもたちのために重要と考えられ、それが市民のためにもなると思われるので継続を望む。 ○青森ねぶたを中心として組み立てられているが、笠間の特色を生かした独自性のあるまつりに発展させてはどうか。 ○市民自らの手で創りあげる市民協働の意識をつくり、誰でも参加できる市民総参加型のまつりを目的として掲げているが、現状は笠間市全体のまつりとは言い難い。 市民総参加型のまつりを実現するために、実行委員会と課題の共有を図り、工夫をしながら進めていただきたい。 | ○笠間のまつりの灯籠流しについては、8月16日の送り盆として定着しており、当日は子どもから高齢者まで家族で参加していただいています。また光のオブジェパレードでは、保育所・幼稚園・子ども会などで参加していただいています。子どもたちにお祭りを体験させることは、情操教育の観点からも好ましいと思いますので、継続できるよう実行委員会と協議していきます。 | — | ◆灯籠流し、青森ねぶたを中心とした光のオブジェ・神輿パレードは継続して実施していきます。 |
| | | | | | ○22年に及ぶ笠間のまつり開催の中で、青森との交流も盛んになり、笠間ねぶた囃子同好会が発足したり、独自の光のオブジェを作成する団体も現れて、近隣にはない笠間のまつりの特色となっています。今後も、もっと多くの市民が参加できるまつりの形を目指していきます。 | — | ◆参加団体数と参加者 平成23年度：32団体 1,422人 平成24年度：32団体 1,294人 平成25年度：29団体 1,183人 |
| | | | | | ○当事業は合併前から開催していることから、笠間地区のまつりとしての意識が強いように感じられるため、実行委員会でも課題になっています。 今後は組み立て段階で実行委員を友部・岩間地区から広く勧誘、募集を行い、また灯籠流しや光のオブジェパレードへの創作や参加についても、広く募集に努め市民総参加型のまつりが出来るよう進めていきます。 | 実施済 | ◆平成25年度から実行委員長と役員の一部を改正しました。 ◆友部、岩間地区から実行委員の勧誘、募集と新たな取組について会議を開催しました。 ◆実行委員会構成員 笠間地区72人 友部地区3人 岩間地区4人 ◆平成25年度の笠間のまつりでは、試験的に栈敷席を設けるなど新たな取組を実施しました。 |

行政評価外部評価結果の取組状況

| No. | 事務事業名 | 担当部署 | 外部評価結果 | ・評価者からの意見の要旨 ・方向性(指摘事項) ・意見・提案 | 意見に対する改善事項等 | 取組状況(又は成果) | |
|------|----------------|-------|--------|--|---|------------------|---|
| 24-4 | デマンド交通システム運行事業 | 企画政策課 | 改善し、継続 | <p>○70%以上の利用者が高齢者で利用者にとっては無くてはならない公共交通機関として、広く市民に認知された事業に育ってきており、県内他市町村の取り組み状況からも担当課の努力の成果がうかがえる。また公共交通空白地帯の解消を行うには、高額な費用を要する当事業ではあるが、より運行経費を削減する取り組みを行っている事も評価できる。今後も、最小の経費で、最大の効果が発揮できるよう、事業を進めて行ってほしい。</p> <p>○更なる新規利用者を増やすために、分かりやすく親しみのある愛称を付けてはどうか。</p> <p>○新たな財源の確保という観点から考えると、デマンドタクシーは市内をほぼ毎日移動していることから、路線バスと同じように動く広告媒体と捉える事ができるため、企業広告の募集を検討してはどうか。</p> <p>○高額な費用をかけ、このシステムを維持していくためには、当事業の本来の目的を達成する事に向かって、市民ニーズを的確に把握して行かなければならない。そのような中、運行日については事業開始から平日のみの運行に限定されているが、潜在的な土曜日及び日曜日の利用希望者は多いと思われるため、運行拡大を検討すべきである。</p> | <p>○平成25年3月に予約システムの更新を迎えることから、受付業務の負担軽減、運行業務の効率化、コストの削減を図るため、運行計画自動生成機能を有すること及びシステムサーバのクラウド化を条件としたシステムを導入し、平成25年度以降におけるシステムのランニングコストを、平成24年度を基準として年間約5,200千円削減できる見込みです。</p> | 実施済 | <p>◆平成25年度については、予定通りランニングコストの削減が図れる見込みです。</p> <p>◆削減額5,200千円</p> <p>◆走行距離データを検証したところ、走行距離の均一化が図られており、効率的な配車が可能となったことが実証されました。</p> |
| | | | | | <p>○市民ニーズを把握するため、平成25年2月頃に利用者アンケートを実施する予定です。</p> <p>なお、本事業はバス・タクシー事業者等との共存共栄を大前提としており、土曜日及び日曜日の運行は、既存公共交通への影響が懸念されるため、現在のところ実施する予定はありません。</p> | 平成26年度ニーズ調査実施予定 | <p>◆平成26年度において、公共交通利用調査、需要調査を行い、公共交通全体のあり方を検討します。</p> <p>◆エリアの見直しや運行日の検討などを行い、利用者の拡大、交通弱者の移動支援につなげていきます。</p> |
| | | | | | <p>○平成25年度において愛称を募集します。</p> | 平成26年度ニーズ調査以降に検討 | <p>◆デマンドタクシーの呼び方が定着していることもあり、混乱を招く恐れもあることから当面募集は見合わせます。(ニーズ調査後に検討)</p> |
| | | | | | <p>○車両がタクシー会社の所有であるので、直ちにできるとは言えませんが、今後タクシー会社と調整を図っていきます。</p> | 平成26年度ニーズ調査以降に検討 | <p>◆ニーズ調査後に検討していきます。</p> |

行政評価外部評価結果の取組状況

| No. | 事務事業名 | 担当部署 | 外部評価結果 | ・評価者からの意見の要旨 ・方向性(指摘事項) ・意見・提案 | 意見に対する改善事項等 | 取組状況(又は成果) | |
|--------------|-----------------------|-------|--------|---|---|------------|--|
| 24-5 24-6 | 生活保護給付事業 生活保護適正化事業 | 社会福祉課 | 改善し、継続 | <p>○保護者の種別ごとの対応など適正に行われ、人口規模から何故県内6位なのか、またその要因は何かなど保護率の高さの分析的に把握しているなど評価できる。</p> <p>○生活保護決定については、本人による申請から始まるケースが多いと思われるが、本当に困っている方の中には、生活保護制度を知らない方や生活保護を受けるのを良しとしない方もいると思われるため、真の生活困窮者が埋もれていることも考えられる。</p> <p>そのような中、国の制度として、市が行っている生活困窮者に対する取り組みで市の裁量は限られていると思うが、真の生活困窮者の把握のため、民生委員をはじめとする地域住民との連携、情報提供のあり方を再検討し、現状に甘んじることなく生活困窮者の実態を把握することに努めるべきである。</p> <p>○就労支援の充実、強化を図るとともに、自立した世帯が再び要保護者となることのないよう自立後のフォローを行うべきである。</p> | <p>○生活保護は、受給者の最低限度の生活が権利として保障されている反面、一定の義務を負う(制限を受ける)制度であることから、対象者が制度の内容を良く理解したうえで、申請により手続きを開始することが原則となっています。</p> <p>また、法定受託事務として、制度運用の本質的な部分について市の裁量が制限されています。ご意見を頂いた内容は、地域における要支援者と向き合う市の姿勢のあり方についてであり、独自の取り組みが可能です。</p> <p>ご意見をいただいた内容について、今までの笠間市の取組としては、下記に示すとおり行っています。</p> <p>①民生委員を対象とした生活保護制度の研修会 ・民生委員協議会の要望により、地域での相談者として必要な制度概要の理解を深めるため、生活保護等制度の説明・意見交換会を実施(2時間程度)</p> <p>②生活保護の適用時等における情報交換 ・生活相談や申請にあたり、民生委員が関与していない案件について、調査時に地域での生活状況把握の有無等についての情報交換。</p> <p>・毎月の定例会議において、保護の決定・廃止等にかかる通知書(写し)の配布。</p> <p>③地域住民からの情報提供に対する対応 ・保護受給者の生活状況に関する問題点等の情報提供について匿名の情報であっても対象者が確認できる場合は、内容確認と必要に応じた調査・指導。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり生活保護制度及び福祉諸制度の適正実施のためには、民生委員をキーパーソンとした地域における要支援者の実情把握等が必要不可欠であることから、平成24年度から、これまで以上に行政と民生委員との連携強化を進めるため、民生委員定例会等を活用し、情報交換や地域で活動する中での問題点の有無などを整理する機会を設け、行政と民生委員が共通理解したうえでの新しい仕組みを構築していきます。</p> <p>○就労支援事業については、事業開始以来世帯の自立や増収等一定の効果を挙げており、今後も対象者の増加や制度運用等について柔軟に対応していきたいと考えます。</p> <p>保護廃止による自立後のフォローについては、現在も増収に繋がる転職の相談を受けるなど、関わりのある世帯もあります。自立後の世帯に対して、行政側から積極的に関わりを持っていくことは難しい場合が多いですが、就労後すぐに安定した生活を送れる方ばかりではないため、保護受給中にケースワーカーとの信頼関係を構築することで、相談しやすい環境をつくり就労後のフォロー体制を整えます。</p> | 実施済 | <p>◆これまでの取組について継続するとともに、特に処遇が難しい受給者や地域の生活困窮者の生活状況に関して、問題点等の情報交換について、地区担当の民生委員と個別に情報共有をはじめとした連携強化に努めていきます。</p> |
| 24-7 | 配食サービス事業 | 高齢福祉課 | 廃止 | <p>独り暮らし高齢者見守り3事業総括</p> <p>○「配食サービス事業」、「愛の定期便事業」、「緊急通報システム事業」の3事業は、独り暮らしの高齢者の安否確認及び心のふれあいを通じた孤独感の解消、更には緊急時における迅速な対応などを目的とした高齢化社会に対応するための事業であり、行政の役割として市が取り組むことは適切である。また今後益々市内の高齢化が進むことを考慮すると拡大せざるをえない施策である。</p> <p>しかしながら、各事業において本来の目的が達成されていない現状から、一旦当該事業を取り止め「地域の見守り隊(仮称)」という地域に住む独り暮らし高齢者を地域で支える組織を作り、その組織運営の手段として、当該3事業を含めた様々な事業を再構築して行くことが必要である。</p> <p>○「配食サービス事業」はボランティアに支えられた事業で活動頻度に限界があることから、安否確認という目的では効果は限定的である。目的、対象への基本的考えを再検討すべきである。</p> | <p>○配食サービス事業は市の補助金により社会福祉協議会が行っている事業で、多くのボランティアが関わって実施されています。</p> <p>当該事業の目的は安否確認というよりも、食の支援及び孤独感の解消という観点から、地域(人)とのふれあい・ボランティア(人材)の育成ということで事業展開していくことができないかといった方向で社会福祉協議会と検討を重ねてきました。</p> <p>今後の対応として、平成25年度からボランティア活動の推進及び育成を図る目的としてボランティアセンター活動補助金(社会福祉課)で実施する見直しを行います。</p> | 実施済 | <p>◆平成25年度から当該事業の目的を、食の支援及び孤独感の解消という観点から、地域(人)とのふれあい・ボランティア(人材)の育成ということで再設定し事業展開していくこととしました。</p> <p>◆実施に当たっては、市の委託事業から社会福祉協議会の自主事業とすることで事業自体を移譲しました。</p> |

行政評価外部評価結果の取組状況

| No. | 事務事業名 | 担当部署 | 外部評価結果 | ・評価者からの意見の要旨 ・方向性(指摘事項) ・意見・提案 | 意見に対する改善事項等 | 取組状況(又は成果) | |
|-------|------------|-------|--------|---|---|--------------------|---|
| 24-8 | 愛の定期便事業 | 高齢福祉課 | 廃止 | <p>ひとり暮らし高齢者見守り3事業総括 ○「配食サービス事業」、「愛の定期便事業」、「緊急通報システム事業」の3事業は、ひとり暮らしの高齢者の安否確認及び心のふれあいを通じた孤独感の解消、更には緊急時における迅速な対応などを目的とした高齢化社会に対応するための事業であり、行政の役割として市が取り組むことは適切である。また今後益々市内の高齢化が進むことを考慮すると拡大せざるをえない施策である。しかしながら、各事業において本来の目的が達成されていない現状から、一旦当該事業を取り止め「地域の見守り隊(仮称)」という地域に住むひとり暮らし高齢者を地域で支える組織を作り、その組織運営の手段として、当該3事業を含めた様々な事業を再構築して行くことが必要である。</p> <p>○「愛の定期便事業」は乳製品の手渡しを通じてひとり暮らし高齢者の安否確認及び孤独感の解消を図ることを目的として行われているが、早朝配布など手渡しされている割合が低いことから機能していないことは明らかであり、根本的見直しを図るべきである。</p> | <p>○高齢者等支援が必要な方が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域に根ざした見守り体制を構築していきます。</p> <p>それには、平成25年度から地域包括支援センターの窓口業務の中で高齢者の訪問及び実態調査を行うとともに、在宅ケアチームを組織し見守り体制を整えていきます。</p> <p>また、市内において事業活動を営む事業者等が事業活動中において、高齢者の日常生活での異変と思われる状況を発見した際に、市へ連絡する体制を整備していきます。</p> <p>愛の定期便事業を取り止めるには、利用者、民生委員、児童委員及び委託業者への事業転換の周知、更には見守り企業の協力、在宅ケアチーム組織化を円滑に行うことが必要であるため、平成25年度については、現行どおり継続していきます。</p> | 実施済 | <p>◆地域に根ざした見守り体制を構築していくため、「高齢者等要援護者の見守り活動への協力に関する協定」を41団体と締結しました。</p> <p>◆ひとり暮らし高齢者を地域で支えるための在宅ケアチームを組織し、救急医療情報キット(かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報)を作成するなど、見守り体制の構築を図ってきました。</p> <p>◆平成21年度から平成24年度にかけて対象者は増加しているが、受給者は減少しています。</p> <p>◆利用者と対象者 平成21年度503人 平成22年度498人/905人 平成23年度485人/921人 平成24年度420人/945人</p> <p>◆今後も、在宅ケアチームを組織し、ひとり暮らし高齢者の安否確認ができる体制を作ることで、愛の定期便事業については、平成26年度末での事業廃止を予定しています。</p> |
| 24-9 | 緊急通報システム事業 | 高齢福祉課 | 廃止 | <p>ひとり暮らし高齢者見守り3事業総括 ○「配食サービス事業」、「愛の定期便事業」、「緊急通報システム事業」の3事業は、ひとり暮らしの高齢者の安否確認及び心のふれあいを通じた孤独感の解消、更には緊急時における迅速な対応などを目的とした高齢化社会に対応するための事業であり、行政の役割として市が取り組むことは適切である。また今後益々市内の高齢化が進むことを考慮すると拡大せざるをえない施策である。しかしながら、各事業において本来の目的が達成されていない現状から、一旦当該事業を取り止め「地域の見守り隊(仮称)」という地域に住むひとり暮らし高齢者を地域で支える組織を作り、その組織運営の手段として、当該3事業を含めた様々な事業を再構築して行くことが必要である。</p> <p>○「緊急通報システム事業」は現状では誤報が多く、システム自体を考えるべきである。</p> | <p>○ひとり暮らし高齢者が増加していく中、住み慣れた地域での生活を継続し、地域で安心して暮らし続けるためには、防犯・防災対策等の充実が必要であり、緊急時に備えて、緊急通報システムというハード面の整備と関係機関、地域関係者等の人的な連携・協力体制を強化していくことが求められています。</p> <p>今後の対応として、誤報が多く消防業務に支障をきたす消防本部が受信を担う直接実施ではなく、既存の緊急通報システムに付帯サービス(安否確認・健康相談等)を付けることで、より一層の安否確認・見守りの強化と地域包括ケアネットワークに必要な情報の共有化を図っていきます。また、民間事業者等に委託する委託実施を視野に入れ、システムの選択、対象者、利用者負担などの課題を整理し、平成26年度から移行できるよう進めていきます。</p> | 平成27年度から新システムに移行予定 | <p>◆平成25年度は、各事業者からの提案内容を精査し、本市が必要とする事業内容を協議、検討しました。また、各種見守り事業との調整を図りました。</p> <p>◆機器の老朽化が一つの課題ですが、平成26年度においては、現システムでの事業を継続するとともに、新たな緊急通報システムによる課題を整理し、平成27年度からの新システムへの移行期間とします。</p> <p>◆利用実績:通報回数と救急搬送回数 平成23年度:746回 46回 平成24年度:601回 43回 平成25年度:260回 30回(見込み)</p> |
| 24-10 | 自主防災組織育成事業 | 総務課 | 改善し、継続 | <p>○自主防災組織育成については、他の自治体の例にあるような大きなエリアでの単位ではなく、現実的に災害に対応できる小規模行政区単位で作られていることは評価できる。</p> <p>しかし現状の組織率は十分なものとは言えないことから、更なる組織率向上を目指し、防災に向けた人的ネットワークを確立すべきである。</p> <p>○時限付の補助制度は、効果が出るまで継続して行うべきである。</p> <p>○市は組織化された地区が実際に災害対応できるようにするため、要援護者の有無等を一元的に把握し統括することはもちろん、災害訓練及びディグ訓練(図上シミュレーション)などの支援、アドバイスを継続的に行うべきである。</p> | <p>○「笠間市自主防災組織連絡協議会(仮称)」を設立し、組織間の情報交換による連携強化及び先進的な取り組み情報等を提供するなどの支援を行っていくとともに、連絡協議会を本事業の推進組織として位置付け、組織率向上の促進を図っていきます。</p> <p>【平成24年10月末現在組織結成状況】74組織(組織率30.55%)</p> | 実施済 | <p>◆組織間の情報交換による連携強化及び先進的な取り組み情報等を提供するなどの支援を行っていくため、平成25年8月に、笠間市自主防災組織連絡協議会を設立しました。</p> <p>◆平成26年1月8日現在、114団体(44.82%)が自主防災組織を結成しました。</p> <p>◆県内の平均組織率と比較すると、まだ低い状況なので引き続き促進を図っていきます。</p> |
| | | | | | <p>○笠間市の組織結成状況は、県内市町村と比較して平均値よりも低いため、平成25年度についても引き続き資機材整備に関わる補助金の拡充を延長し事業促進を図っていきます。</p> | 平成25年度終了 | <p>◆平成23年度から平成25年度まで資機材整備補助金を拡充してきましたが、各行政区において資機材の保管場所等の課題もあり、組織立上げについて重点的に支援していくため、拡充部分を廃止しました。</p> |
| | | | | | <p>○災害時における要援護者対策については、「災害時要援護者避難支援プラン個別計画」を策定し支援していきます。また、自主防災組織をはじめ適正な役割分担により情報を管理し対応していくとともに、茨城県や市が開催する総合防災訓練、防災に関する研修会等への参加を要請するなど、結成後も活動を支援していきます。</p> | 実施済 | <p>◆平成25年度より地域防災のリーダー育成の観点から、防災士資格取得経費の一部を助成する防災士育成事業をスタートさせました。</p> <p>◆災害時における要援護者対策については、福祉部において「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」を25年度内に策定します。</p> |

行政評価外部評価結果の取組状況

| No. | 事務事業名 | 担当部署 | 外部評価結果 | ・評価者からの意見の要旨 ・方向性(指摘事項) ・意見・提案 | 意見に対する改善事項等 | 取組状況(又は成果) | |
|-------|------------|------|--------|---|---|------------|--|
| 24-11 | 公園施設管理事業 | 管理課 | 改善し、継続 | <p>○現在の委託にかかる費用とグリーンパートナー制度の報償費には大きな開きがある。行政と地域がともにメリットがある制度にするために、行政区に委託する等その中間的な管理体制を検討してはどうか。</p> <p>○グリーンパートナー制度については、事業計画(除草回数、ゴミ拾い回数等)を求める今のやり方ではなく、快適な環境を維持するための管理マニュアルを作成し、協力をお願いする姿勢で押しつけではない市民協働を目指すべきであり、自主的活動を促進する意識付けを行うのが行政側の役割である。</p> <p>○遊具が設置してある公園もあるようなので、その管理については、年1回の点検で良いのか検討する必要がある。また、市内全域の市管理の遊具について、統一的な点検マニュアルを作成すべきである。</p> <p>○グリーンパートナー制度は、都市公園の管理のための手法として取り組まれているが、市全体の公共空間の維持管理という観点から、市民協働の地域づくりをベースとして、一旦リセットし再構築してはどうか。</p> | <p>○行政区に委託する中間的な管理体制とのことですが、複数の制度を同一の対象に被せることは管理制度の煩雑化などの問題も考えられること、またグリーンパートナー制度も登録団体が年々増えてきていることから、今後は要綱等の改善を視野に入れグリーンパートナー制度の見直しを進めていきます。</p> <p>また、ホームページや地区懇談会等で更なる周知をしていきます。</p> <p>なお、市が行う公園管理の委託業務を平成24年度までは事業、公園毎に発注していましたが、平成25年度より発注方法を見直し、限られた予算の中で質の高い管理が図れるよう進めていきます。</p> | 実施済 | <p>◆グリーンパートナー制度については、実状に沿った内容の見直しを検討中です。</p> <p>◆市が管理している公園については、事業内容を精査し、複数の公園を一括して発注するなど効率化を図りました。</p> |
| | | | | | <p>○遊具の点検については、専門的な知識がなくても点検が出来るような点検マニュアルを作成しています。作成後は自治会等に遊具の点検をお願いして行きます。</p> | 実施済 | <p>◆点検表を作成し自治会に遊具の点検をお願いしました。</p> |
| 24-12 | 道路水路維持補修事業 | 管理課 | 改善し、継続 | <p>○道路管理を市民全体で行う道路里親制度の目的、そして推進して行く市の方向性は非常に良い。しかし、そのためのPRに工夫と努力が足りないのではないかと感じられる。受け皿となる団体が行政区とするならば、区長会でのPRなど積極的に活動を促進する取り組みを行うべきである。また、行政区だけに主眼を置くのではなく、企業や商店街をはじめとする各種団体に働きかけるべきである。</p> <p>○里親制度の内容、特に条件等(対象範囲・人数・作業回数・報償費)に問題がないか、十分検証し、真の市民協働の推進を図っていくべきである。</p> <p>○道路管理上の不良個所の発見については、担当職員のパトロールのみでは限界があると思われる。そのためには、不良個所の早期発見、早期通報が促進される仕組みを作るべきである。</p> <p>(里親となった団体からも不良個所の通報がされることが望まれる)</p> | <p>○今後、広報・ホームページ・各種会議等を通じて積極的にPRしていきます。</p> | 実施済 | <p>◆道路里親団体：平成24年度30団体→平成25年度34団体</p> |
| | | | | | <p>○条件(対象範囲・人数・作業回数・報償費)については現場状況を十分勘案したうえで、検証していきます。</p> | 検討中 | <p>◆引き続き検討していきます。</p> |
| | | | | | <p>○道路里親の活動の中に道路パトロールを組み入れ、不良箇所の早期発見、早期通報のシステムを構築していきます。</p> | 検討中 | <p>◆引き続き検討していきます。</p> |

行政評価外部評価結果の取組状況

| No. | 事務事業名 | 担当部署 | 外部評価結果 | ・評価者からの意見の要旨 ・方向性(指摘事項) ・意見・提案 | 意見に対する改善事項等 | 取組状況(又は成果) | |
|-------|-----------|-------------|--------|--|--|------------|---|
| 24-13 | 消防団本部運営事業 | 消防本部 総務課 | 改善し、継続 | <p>○消防団員の確保に向けて、単に募集広告を出すだけでなく、住民の生命財産を守る重要な仕事をしているというやりがい等を積極的にPRするなど団員確保に工夫を凝らすべきである。</p> <p>また、女性消防団の活動を広くPRするなど広報業務を充実させたい。</p> <p>○消防団員の確保については、単に定員に満たない、団員の確保が困難という問題で終わらせるのではなく、将来を見据えた笠間市における消防団組織のあり方を人口規模、地理的条件、または想定される災害等を考慮して統廃合を検討し、それにより分団数、定数の見直しを図るべきである。</p> <p>○消防団の役割は長年にわたり、大きな変化は無く、火災への対応が主な役割であったが、常備消防が充実した笠間市の現状においては、消防団の役割にも変化が生じていると思われることから、今後は地域防災との関連を強めて行くべきである。</p> | <p>○笠間市独自に作成した団員募集パンフレットを活用し、地域の区長や消防後援会と連携して団員確保を進めていきます。</p> <p>女性消防団員の活動に関しては、これまでの普通救命講習会や住宅防火診断に加え、幼稚園等に直接訪問しての幼児防災教育や各事業所への防火ポスター配布など活動を推進することで広報業務を充実させていきます。</p> | 実施済 | <p>◆パンフレットを各地区分団長へ配布し、地元区長や消防後援会長の協力を得ながら団員確保に努めています。</p> <p>◆女性消防団員の活動を拡充しました。</p> <p>(普通救命講習会での講師、住宅防火診断、幼稚園等における幼児防災教育、防火パレード、消防団全体訓練、大地震を想定した救助救急訓練、防火ポスター配布による広報活動)</p> <p>◆消防団員充足率93%</p> |
| | | | | | <p>○消防団組織のあり方について、平日の特に日中の出勤可能団員数、職業内容、各地区の入団可能な人員の掌握等の実態調査を行い、今後の消防団組織について検討していきます。</p> | 実施済 | <p>◆平日出勤可能な団員数等について実態調査を行いました。</p> <p>(合計225名、各分団平均人数4.89人、最大11名、最少1名。)</p> <p>◆調査結果をもとに消防団組織のあり方について検討していきます。</p> |
| | | | | | <p>○大きな災害発生時には常備消防だけでは対応は難しく、消防団との連携は必要です。</p> <p>また消防団は、火災防御に限らず風水害警戒や行方不明者の捜索など自分のまちを災害から守るために地域の防災リーダーとして活動しています。今後は、更に防災機動力を高めるため、地域と連携しての消火訓練や救急法の実施を進めていきます。</p> | 実施済 | <p>◆地域住民に対し、消火器や消火栓の取扱説明を実施しました。</p> <p>◆団員が応急処置を行えるように普通救命講習会を実施しました。</p> |

行政評価外部評価結果の取組状況

| No. | 事務事業名 | 担当部署 | 外部評価結果 | ・評価者からの意見の要旨 ・方向性(指摘事項) ・意見・提案 | 意見に対する改善事項等 | 取組状況(又は成果) | |
|-------|----------|-------|--------|---|---|------------|--|
| 24-14 | 防犯施設整備事業 | 市民活動課 | 改善し、継続 | <p>○通学路における防犯灯の設置については、早期に必要とする箇所に設置し、設置率100%に向けて取り組むべきである。</p> <p>○防犯カメラの運用には、犯罪抑止に効果があるとのことであれば、防犯カメラが設置されているという表示を誰もが目に付くように配置し広く知らしめなければ、その目的及び効果は十分とはいえないため、必要な範囲に有効的且つ効率的に配置すべきである。</p> <p>○防犯灯整備については、将来的に維持管理における費用及び人的コストを如何に縮減させられるかを前提として捉え、そのために有効な手段(防犯灯の種類)を選択すべきである。</p> | <p>○平成20年度通学路実態調査の必要箇所(Aランク)については、早期(今後2カ年程度)に設置します。</p> <p>また、学校や行政区からの設置要望については、現地確認のうえ、市あるいは行政区で設置に努め、通学路の安全確保に取り組んでいきます。</p> | 実施済 | <p>◆通学路実態調査の必要箇所(Aランク)については、再度検討を行い、必要箇所については平成24年度末までに整備を実施しました。</p> <p>◆学校や行政区からの要望に対しても随時対応しています。</p> |
| | | | | | <p>○防犯カメラが設置されている箇所に「防犯カメラ作動中」の看板を設置していますが、現地を再度確認し、防犯カメラが設置されているという表示を誰もが確認できるよう看板を4箇所追加しました。</p> | 実施済 | <p>◆防犯カメラについては犯罪抑止効果を狙い、駅周辺等に増設しています。また、防犯カメラが設置されている旨の看板も必要に応じて配置しています。</p> <p>◆駅及び周辺の犯罪発生状況は減少しています。</p> <p>平成24年度 64件 平成25年度 41件</p> |
| | | | | | <p>○現在は蛍光灯より明るいコンパクト型の設置を行っていますが、環境面や費用面を考慮して、平成25年度から計画的にLED型を設置していきます。</p> <p>行政区に対しても電気代が安いLED型の設置を推進します。LED型設置の推進にあたっては、従来どおり補助金制度を設けていきます。</p> | 実施済 | <p>◆防犯灯LED化については、平成25年度に市管理防犯灯1,500基のうち1,100基を一括リースにてLED防犯灯に交換しました。</p> <p>◆電気代削減効果額:今後10年間で約2,090千円</p> <p>◆残り400基については、国補事業で設置したものであるため、早急な切り替えは出来ません。そのため耐用年数を考慮しながら随時LED防犯灯に交換する予定です。</p> <p>◆行政区管理防犯灯7,500基についても平成26年度に一括リースでLED防犯灯に交換予定です。</p> <p>◆平成25年度は、LED防犯灯の一括リースについて各区長に説明を行いました。</p> |
| 24-15 | 市民活動助成事業 | 市民活動課 | 改善し、継続 | <p>○助成金の応募団体が伸びていないという課題を解決するためには、広く市民に対し、応募団体の審査、活動、結果の一連の流れを公開で行うことで、如何なる活動内容で採用されるか、如何なる成果が得られれば採用されるかを分かりやすい形にすることで、応募団体も増加すると思われる。</p> <p>○当事業の対象は一部の団体、NPO法人のものとなっていることが実績から窺えるが、本来の市民活動の基本は、地域コミュニティであることを念頭に、地域の中で人材育成、事業支援につながる事業として発展させるべきである。</p> | <p>○今年度助成した団体については、広報かさまで活動内容を紹介しています。今後は更に広く市民に知っていただくため、活動の成果を発表する場を設けていきます。</p> <p>また、平成25年度からの審査会は、応募団体のプレゼンテーションを市民に公開していきます。ただし、審査会による採択、不採択の審査については非公開とし、審査結果を公表いたします。</p> | 実施済 | <p>◆助成団体については、広報かさまの「市民力」コーナーで活動内容を紹介しました。</p> <p>◆地域活性化事業で助成を受けている3団体による活動成果報告会を開催しました。</p> <p>◆応募団体のプレゼンテーションを市民に公開で実施しました。</p> <p>◆審査結果を広報紙やホームページで公表しました。</p> |
| | | | | | <p>○「健康」「防災」などの地域課題をテーマにしたコミュニティを活性化する事業に対する助成制度を創設するなど、地域コミュニティに対する助成制度の研究を行い、平成26年度から事業実施に向けて進めていきます。</p> | 検討中 | <p>◆平成26年度にニーズの把握を行うため、行政区、自治会等へアンケート調査を実施予定です。</p> |